

再意見書

平成 22 年 10 月 17 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名

電話番号

電子メールアドレス

意見

意見提出者 東日本電信電話株式会社

該当部分 【 現行指定告示を「 指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】

再意見 憲法第 22 条第 1 項は、営業の自由の保障を含んでいますが、社会経済政策としての積極目的の規制は、裁量権を逸脱し著しく不合理であることが明白である場合に違憲になると考えられます(最大判 47・ 11・ 22 参照)。本件では、NTT 東西が行っているような電気通信事業は、規模の経済が働く自然独占の発生する事業であるので、その保有する電気通信設備は、原則としてボトルネック性を有すると思われる、これをネガティブリスト方式により規制しても、裁量権を逸脱し著しく不合理であることが明白とは言えず、同項に反しないと思われます。もっとも、他事業者による利用が全くなく、今後も利用が全くないと証明されたような場合は、ボトルネック性が明らかに認められず、違憲・ 違法の問題が生じうると思われます。